⑵　商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第十二条の二第一項及び第三項の規定により証明されるもの

⑶　公的個人認証法第三条第六項の規定に基づき地方公共団体情報システム機構が発行した署名用電子証明書により証明されるもの

二　電子証明書方式又は取扱事業者記録ファイル方式においては、電子委任状取扱事業者が、電子委任状に電子署名を行うものとする。この場合において、電子委任状取扱事業者が行う電子署名は、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号）第二条に定める基準に該当するものでなければならない。

第４　電子委任状取扱業務を営み、又は営もうとする者の電子委任状取扱業務の実施の方法について法第五条第一項の認定の基準となるべき事項

１　電子委任状が法人の代表者等の作成に係るものであること等を確認するための方法

一　法第五条第一項の認定を受け、又は受けようとする電子委任状取扱事業者は、委任者記録ファイル方式の電子委任状を保管するときは、あらかじめ、当該電子委任状に行われた委任者の電子署名の有効性を検証する等の方法により、当該電子委任状が当該電子委任状に委任者として記録された者の作成に係るものであることを確認しなければならない。

二　法第五条第一項の認定を受け、又は受けようとする電子委任状取扱事業者は、委任者記録ファイル方式の電子委任状を保管するときは、あらかじめ、当該電子委任状に行われた委任者の電子署名（法人の代表者により行われる商業登記法第十二条の二第一項及び第三項の規定により証明されるものに限る。）の有効性を検証する、登記事項証明書又は代表者印の印鑑証明書の提出を求める等の方法により、当該電子委任状に委任者として記録された者が実在する法人の代表者であることを確認しなければならない。ただし、当該電子委任状が個人事業主としての立場で作成されたものである場合は、この限りでない。

三　法第五条第一項の認定を受け、又は受けようとする電子委任状取扱事業者は、委任者記録ファイル方式の電子委任状を保管する場合において、当該電子委任状に受任者の資格（法律に基づき当該資格を有する者による業務の独占等が認められているものであって、当該資格に係る名簿の登録及び管理を行う団体が存在するものに限る。以下同じ。）に係る情報が記録されているときは、あらかじめ、当該団体に照会する等の方法により、当該資格に係る情報が真正であることを確認しなければならない。

四　法第五条第一項の認定を受け、又は受けようとする電子委任状取扱事業者は、電子証明書方式又は取扱事業者記録ファイル方式の電子委任状を保管するときは、あらかじめ、当該電子委任状に記録すべき事項を記録した電磁的記録に行われた委任者の電子署名（電子署名法第八条に規定する認定認証事業者又は電子署名法第十五条第二項に規定する認定外国認証事業者によりその認定に係る業務として電子署名法第二条第二項の規定による証明が行われるもの、商業登記法第十二条の二第一項及び第三項の規定により証明されるもの又は公的個人認証法第三条第六項の規定に基づき地方公共団体情報システム機構が発行した署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により証明されるもの（電子委任状取扱事業者が公的個人認証法第十七条第四項に規定する署名検証者である場合に限る。第４の１の六において同じ。）に限る。）の有効性を検証する、当該電子委任状に記録すべき事項を記載した書面に委任者の印鑑として押印された代表者印の印鑑証明書の提出を求める等の方法により、当該電子委任状が当該電子委任状に委任者として記録される者の意思に基づくものであることを確認しなければならない。

五　法第五条第一項の認定を受け、又は受けようとする電子委任状取扱事業者は、電子証明書方式又は取扱事業者記録ファイル方式の電子委任状を保管するときは、あらかじめ、当該電子委任状に記録すべき事項を記録した電磁的記録に行われた委任者の電子署名（法人の代表者により行われる商業登記法第十二条の二第一項及び第三項の規定により証明されるものに限る。）の有効性を検証する、登記事項証明書又は代表者印の印鑑証明書の提出を求める等の方法により、当該電子委任状に委任者として記録される者が実在する法人の代表者であることを確認しなければならない。ただし、当該電子委任状が個人事業主の委託を受けて記録されるものである場合は、この限りでない。

六　法第五条第一項の認定を受け、又は受けようとする電子委任状取扱事業者は、電子証明書方式又は取扱事業者記録ファイル方式の電子委任状を保管する場合において、当該電子委任状が個人事業主の委託を受けて記録されるものであるときは、あらかじめ、当該電子委任状に記録すべき事項を記録した電磁的記録に行われた委任者の電子署名（電子署名法第八条に規定する認定認証事業者又は電子署名法第十五条第二項に規定する認定外国認証事業者によりその認定に係る業務として電子署名法第二条第二項の規定による証明が行われるもの又は公的個人認証法第三条第六項の規定に基づき地方公共団体情報システム機構が発行した署名用電子証明書により証明されるものに限る。）の有効性を検証する、住民票の写し及び個人印の印鑑登録証明書の提出を求める等の方法により、当該電子委任状に委任者として記録される者が実在することを確認しなければならない。

七　法第五条第一項の認定を受け、又は受けようとする電子委任状取扱事業者は、電子証明書方式又は取扱事業者記録ファイル方式の電子委任状を保管する場合において、当該電子委任状に受任者の資格に係る情報を記録するときは、あらかじめ、当該資格に係る名簿の登録及び管理を行う団体に照会する等の方法により、当該資格に係る情報が真正であることを確認しなければならない。

２　電子委任状取扱業務のセキュリティを確保するための方法

一　法第五条第一項の認定を受け、又は受けようとする電子委任状取扱事業者は、委任者記録ファイル方式又は取扱事業者記録ファイル方式の電子委任状を取り扱うときは、電子委任状の保管、ネットワークを介した送信等を適切に行い、情報の漏えい、電子委任状の保管に係る電子計算機への不正アクセス、電子委任状の改ざん等を防ぐため、ISO／IEC　27001に基づく情報セキュリティマネジメントシステムの構築・運用等を行うとともに、認定された認証機関から認証を取得し、維持しなければならない。

二　法第五条第一項の認定を受け、又は受けようとする電子委任状取扱事業者は、電子証明書方式の電子委任状を取り扱うときは、次のいずれかの措置を講じなければならない。

⑴　電子署名法第四条第一項の規定に基づく特定認証業務の認定を受け、電子署名法第十七条に規定する指定調査機関が、電子署名法に基づき実施する調査を年一回以上の頻度で受け、又は電子署名法第十五条第一項の規定に基づく特定認証業務の認定を受け、同条第三項に規定する書類を提出していること。

⑵　電子証明書発行機関としての適格性について、米国公認会計士協会及びカナダ勅許会計士協会によって共同開発された電子商取引認証局監査プログラム（WebTrust　for　CA監査）又は欧州電気通信標準化機構の規格に基づく認証局のETSI監査を年一回以上の頻度で受けること。

三　法第五条第一項の認定を受け、又は受けようとする電子委任状取扱事業者は、電子証明書方式又は取扱事業者記録ファイル方式の電子委任状を取り扱うときは、電子委任状に電子署名を行う際に用いる秘密鍵の漏えい等を防止するため、入退場を管理するために必要な措置、電気通信回線を通じた不正アクセス等を防止するために必要な措置その他の措置を講じなければならない。